

平成30年1月

刈谷労働基準監督署からのお知らせ



刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

□ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況：



<平成29年中に発生した労働災害の発生件数>

(12月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	14	185 (2)	-7 +1	建設業計	2	31 (2)	-1 +2
食料品	3	45	+22 -1	土木	1	4	+1
繊維		4	+2	建築	1	22 (2)	-5 +2
木材・木製品		1	-1	その他		5	+3
製紙・印刷	2	6	+1	交通・運輸業	10	61	+5
化学	2	19 (1)	+5 +1	陸上貨物業	2 (1)	7 (1)	+3 +1
窯業・土石		8	-11	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄	2	12 (1)	-9 +1	商業	10	63	+6 -1
金属製品	2	31	-7	接客・娯楽業		23	+8
一般機械	1	9	-7	清掃業	1	20 (1)	+8 +1
電気機械		3	-1				
輸送用機械	1	37	-4	上記以外	8	58	+11
その他製造	1	10	+3	合計	47 (1)	448 (6)	+33 +4

※ 本当計は、平成29年12月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ()内は死亡者数を内数で表しています。

コメント

災害発生件数は、**大幅な増加となった前年より更に増加**して、12次防の目標値である378件を大きく上回り、**12次防期間中最悪の結果**となっています。また、**過去10年間の中で最も多い516件に迫るペース**で推移し、死亡災害についても、**過去10年間の中で最も多い7件に次ぐ6件**となっており、この増加傾向に歯止めをかけなくてはなりません。業種別では、食料品製造業の増加が目立ち、建設業、運送業、第三次産業といった製造業以外の全ての業種においても増加傾向にあります。

安全かつ健康な状態で働くことができる職場づくりは、経営トップによる労働災害防止に向けた所信表明の下、労使一体となり、「**労働災害を発生させない**」との強い気持ちを持って、安全衛生活動を推進することによってできるものです。この活動は、他人に任せて行うものではありません。また、他人に言われて行うものでもありません。**自ら考えて取り組む積極的な安全衛生活動を推進**しましょう。

□ 今月のトピックス

☆ 1月まで「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を実施中です。

平成29年秋以降、全国で、**建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加**し、そのうち、**約45%が墜落・転落災害**となっています。こうしたことから、厚生労働省では、災害の多い年末年始に「**建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン**」を展開しています。(詳しくは[厚生労働省のホームページ](#)をご覧ください。)

各建設現場においても、**元請・下請の皆さまが一丸となって**、墜落・転落災害防止対策を推進しましょう。

☆ あとわずか！『無期転換ルール』が平成30年4月に本格的にはじまります。

有期労働契約が反復更新されて**通算5年を超えたときは**、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できること、これが「**無期転換ルール**」です。その多くが**平成30年4月1日以降**に効力が発生いたしますので、早急な対応が必要です。

詳細は、[こちら](http://muki.mhlw.go.jp/) <http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト



☆ 健康づくりは未来への投資！ 経営戦略としての「健康経営」に関するセミナーが開催されます。

「健康経営」とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、従業員の健康づくりに取り組むことです。定年の延長時代に備えるためにも、「健康経営」を始めませんか。詳細は、**刈谷市福祉健康部健康推進課 健康企画係**(TEL:0566-23-8877)まで。

【開催日時】平成30年2月8日(木) 13:30-15:30

【会場】刈谷市総合文化センター(401・402会議室) 刈谷市若松町2-104



(裏面あり)

働き方改革、進んでいますか？～役立つ情報をご紹介します。

働き方改革推進大会あいち

参加費：無料

「働き方改革」の本質について、県民の理解を促進することを目的に「働き方改革推進大会」が開催されます。

- 【日時】 平成30年1月22日(月) 13時から
【会場】 ウィルあいち(名古屋市東区上堅杉町1番地)
【プログラム】 基調講演『働き方改革と今後の動向(仮題)』、
会場参加型パネルディスカッション『働き方改革の定着に向けて』など



- インターネットでの申込みにご協力をお願いします。なお、内容や申込み等に関するお問い合わせは、愛知労働局雇用環境・均等部企画課(☎052-972-0252)まで。

働き方・休み方改革シンポジウム

参加費：無料

大企業も、中堅・中小企業でも実践可能な、実効性の高い取組のヒントをご紹介します。

- 残業削減、有休取得率向上の先にある働き方・休み方改革の目指すビジョンが見えない
 - 自社の働き方・休み方の取組が効果をあげていない
 - 労働時間に関するコンプライアンスへの対応に不安がある
- このような悩みを抱えた企業のみならず、ぜひご参加ください！

- 【開催日時】 平成30年1月17日(水) 13:30-16:30(12:30開場)
【会場】 名古屋朝日ホール(朝日新聞社名古屋本社15階 名古屋市中区栄1-3-3)
【プログラム】 基調講演「残業削減から働き方改革へ～残業依存体質の解消が鍵～」
事例紹介「働き方・休み方改革先進企業による取組事例」
パネルディスカッション「実効性の高い働き方・休み方改革の取組方法とは」



※詳細はこちら☞ [働き方・休み方改善ポータルサイト \(http://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/\)](http://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/)

36協定の締結、刈谷労働基準監督署への届出はもうお済みですか？

法定労働時間は、**1日8時間・週40時間**※なのに



なぜ、**残業**ができるんだろう？と疑問に思ったことはありませんか？

※ 使用する労働者が常時10人未満の①商業、②映画・演劇業その他興行の事業(映画の制作の事業を除く。)、③保健衛生業、④接客娯楽業においては、1日8時間、週44時間です。

「使用者」と「労働者の代表」とが、『**時間外労働・休日労働に関する協定**』を締結し、労働基準監督署長に**届出**することによって残業することが可能となるのです。この協定は労働基準法第**36**条に規定されていることから、**36(サブロク)**協定と呼ばれています。

36協定の締結・届出のポイント①

- ✓ **時間外労働**または**休日労働**をさせようとする場合には**36協定**が必要です。

労働基準法では、1日及び1週の労働時間並びに休日日数を定めていますが、同法第36条の規定により、**時間外労働・休日労働に関する協定**(いわゆる「**36(サブロク)協定**」)を締結し、労働基準監督署に**届出**ることを要件として、法定労働時間を超える時間外労働及び法定休日における休日労働が認められています。